

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理状況報告書（令和3年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	清掃リサイクルセンター21
施設の所在地	伊勢崎市柴町954番地
炉形式	全連続燃焼（流動床式）燃焼炉
施設規模	210 t/日（70 t/24 h×3炉）

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、施設の維持管理の状況に関する情報

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(単位：t)

ごみ種類	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	58,712.49	4,888.93	5,114.78	4,285.15	6,101.70	5,421.87	4,691.74	3,636.88	4,870.53	5,203.28	5,529.52	3,894.80	5,073.31

(2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	915	906	910	910	919	911	904	904	919	921	912	910
	最小	℃	885	880	824	884	885	876	881	880	906	869	887	872
B系炉	最大	℃	910	906	885	904	896	901	899	909	918	922	923	904
	最小	℃	888	876	885	865	867	870	883	872	885	888	881	884
C系炉	最大	℃	903	910	903	904	882	898	906	919	925	922	-	906
	最小	℃	868	876	881	858	867	871	876	884	891	889	-	876

(3) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	180	180	180	180	181	181	185	185	182	185	185	184
	最小	℃	176	177	176	175	176	175	180	177	169	178	179	178
B系炉	最大	℃	180	177	171	176	180	181	179	181	180	179	181	180
	最小	℃	174	176	171	173	172	172	173	178	176	176	177	177
C系炉	最大	℃	181	181	182	180	179	183	184	185	186	186	-	181
	最小	℃	178	177	179	175	176	178	177	177	181	165	-	172

(4) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

		単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	平均	ppm	100	30	12	13	16	13	16	14	11	4	6	12	14	17
B系炉	平均	ppm	100	30	13	8	5	13	15	16	14	17	18	16	14	15
C系炉	平均	ppm	100	30	19	20	20	22	20	18	11	16	14	8	-	12

\* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、蕪塚町、今井町）との協定値です。

(5) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	-	-	-	-	-	-	-	11月17日	-	-	-	-
B系炉	-	5月31日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C系炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1月28日	-	-

(6) 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度

		項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	<0.02	<0.02	-	-	-	<0.02	<0.02	-	
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001	-	
	塩化水素	ppm	430	50	4.6	-	13	-	17	<1.0	-	-	-	-	25	19	-	
	窒素酸化物	ppm	250	100	40	-	65	-	63	53	-	-	-	-	67	140	-	
	採取日				-	4月13日	-	6月11日	-	8月3日	9月21日	-	-	-	-	1月7日	2月25日	-
	検査結果取得日				-	4月23日	-	6月28日	-	9月6日	10月13日	-	-	-	-	2月10日	3月23日	-
	採取場所				-	A系煙突	-	A系煙突	-	A系煙突	A系煙突	-	-	-	-	A系煙突	A系煙突	-
B系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	<0.02	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	-	<0.03	-	<0.02	-	<0.02	
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	-	<0.001	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	
	塩化水素	ppm	430	50	-	3.2	-	-	7.4	<1.0	-	9.4	-	-	4.2	-	10	
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	56	-	-	56	60	-	70	-	-	54	-	38	
	採取日				-	-	5月7日	-	-	8月6日	9月22日	-	11月30日	-	-	1月20日	-	3月24日
	検査結果取得日				-	-	5月26日	-	-	9月6日	10月13日	-	1月5日	-	-	2月10日	-	3月25日
	採取場所				-	-	B系煙突	-	-	B系煙突	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	
C系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	<0.03	-	<0.02	-	-	-	<0.02	
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	-	<0.001	-	<0.001	-	0.002	0.001	-	<0.001	-	-	-	<0.001	
	塩化水素	ppm	430	50	-	17	-	4.3	-	2.3	5	-	15	-	-	-	20	
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	50	-	90	-	40	88	-	39	-	-	-	38	
	採取日				-	-	5月11日	-	7月2日	-	9月3日	10月29日	-	12月17日	-	-	-	3月11日
	検査結果取得日				-	-	5月26日	-	7月14日	-	10月13日	11月29日	-	1月20日	-	-	-	3月25日
	採取場所				-	-	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突	C系煙突	-	C系煙突	-	-	-	C系煙突

\* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、蕪塚町、今井町）との協定値です。

(7) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.1	-	-	-	-	0.00016	-	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	8月27日	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	9月30日	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	A系焼却炉	-	-	-	-	-	-	-
B系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.1	-	-	-	-	0.0016	-	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	8月30日	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	10月1日	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	B系焼却炉	-	-	-	-	-	-	-
C系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.1	-	-	-	-	-	0.05	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	9月17日	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	10月21日	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	C系焼却炉	-	-	-	-	-	-

\* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、蕪塚町、今井町）との協定値です。

## (別 紙)

### 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理に関する計画

- 1.施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行うものとします。
- 2.燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
- 3.燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
- 4.燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
- 5.焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
- 6.運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7.運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽します。
- 8.燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200度以下に冷却します。
- 10.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11.冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が30ppm以下となるようにごみを焼却します。
- 13.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下となるようにごみを焼却します。
- 15.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
- 16.排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17.ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
- 18.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。